

1 本市の簡易水道の概要

令和3年3月31日現在

◆簡易水道条例により4簡易水道（3特別会計）を設置

特別会計	湖南簡易水道		中田簡易水道	熱海中山簡易水道
	湖南東部	湖南西部	中田柳橋	熱海中山
地区	湖南東部	湖南西部	中田柳橋	熱海中山
給水人口	1,831	1,257	273	161
給水戸数	771	524	124	69
年間給水量	260,466m ³	136,748m ³	38,704m ³	12,230m ³

2 簡易水道事業を取り巻く状況

◆国（総務省）から地方公営企業法の適用の要請（総務大臣通知）

【背景】

急速な人口減少に伴う料金収入の減少及び施設等の老朽化に伴う更新費用の増大



将来にわたり安全安心な水道水を供給するために…



地方公営企業法の適用

- ・経営状況（資産・負債等のストック情報等）の的確な把握
- ・中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財務マネジメントの向上

3 本市の取組状況

◆令和4年4月1日の地方公営企業法適用と併せて、簡易水道料金の改定と上下水道局への事務一元化を一体的に実施

将来にわたる安全安心な水道水の供給



公営企業法適用

- ・経営状況の的確な把握
- ・財務マネジメントの向上



料金改定

- ・収入の安定的な確保
- ・持続可能な経営の確立



事務一元化

- ・効率的な事業経営
- ・専門職員による給水体制構築

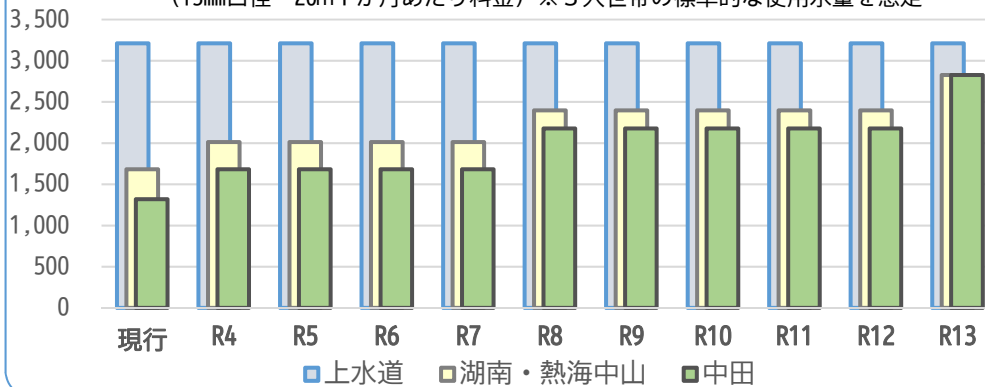
4 料金改定

「郡山市簡易水道料金審議会」

◆審議会から市長への答申（令和元年9月10日）

- ・「上水道や他の自治体の簡易水道に比べ非常に料金が低い」
- ・「一般会計からの繰入金に依存した経営＝簡易水道を使わない市民も負担」
- ・「先延ばしせず、維持管理に必要な費用を賄える水準まで料金引上げを」
- ・「利用者に過度の負担が無いよう、10年間で段階的に引き上げを」

◆事業の維持管理費を賄える水準まで、10年間で段階的に改定
（13mm口径・20m³1か月あたり料金）※3人世帯の標準的な使用水量を想定



◆激変緩和措置を設定することによる3段階の料金改定

- ①R4～R7（4年間）⇒ 湖南・熱海中山：現行の1.2倍 中田：現行の1.3倍
- ②R8～R12（5年間）⇒ 湖南・熱海中山：現行の1.4倍 中田：現行の1.7倍
- ③R13～ ⇒ 湖南・熱海中山：現行の1.7倍 中田：現行の2.1倍

◎料金改定等に伴う住民説明会の開催 ⇒ 概ね住民の理解を得ることができた。

◆湖南・中田・熱海中山の3地区において、集会所など11か所の会場で計15回開催、156名出席

地区	開催年月日	会場	開催回数	対象世帯数	出席者数
熱海中山	R3.10.16(土)	熱海公民館中山分館	1回	65世帯	20名
中田	R3.10.22(金)	農村生活中核施設黒石荘	1回	121世帯	25名
湖南	R3.10.26(火)～ R3.11.12(金)	サン・サン・グリーン湖南ほか 各地区集会所など9か所	13回	1,122世帯	111名
計		11会場	15回	1,308世帯	156名



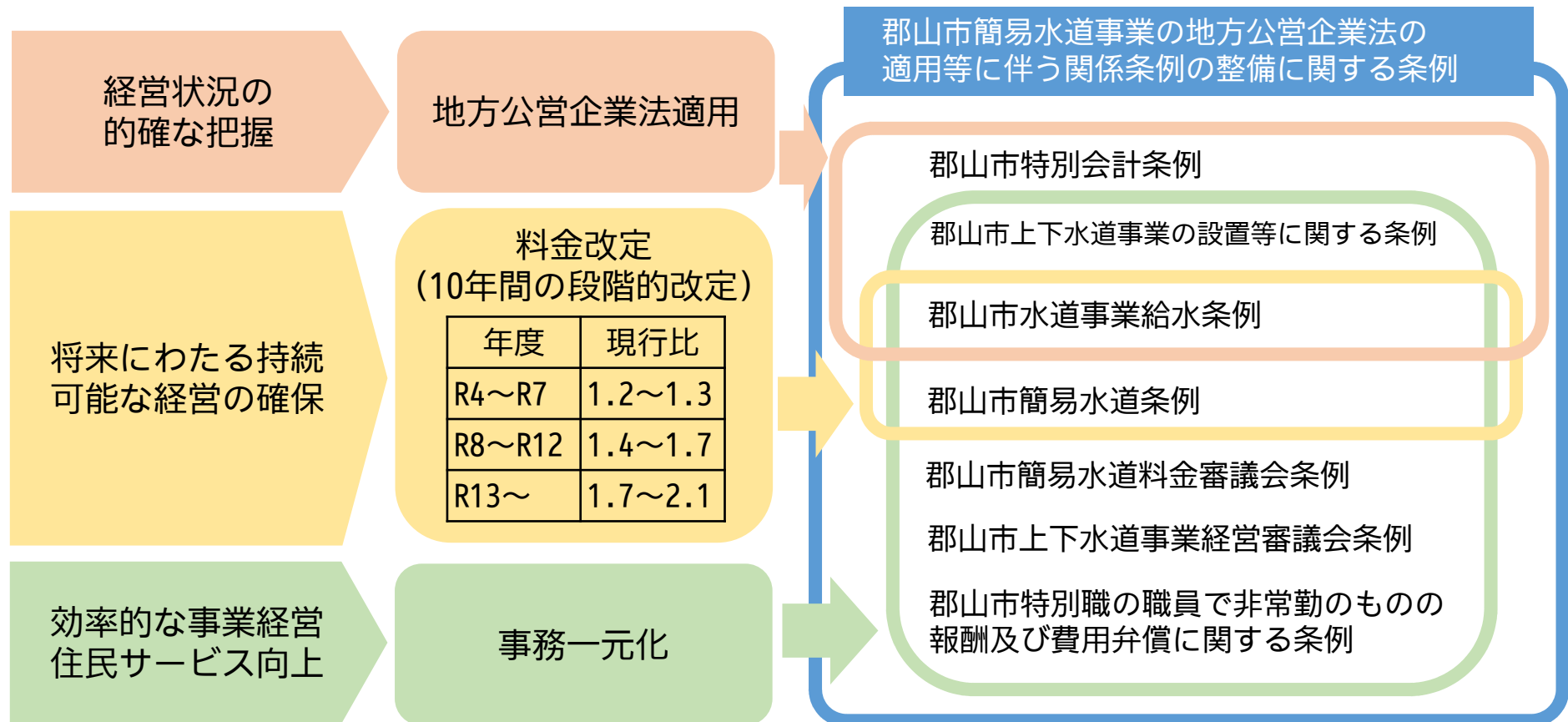
簡易水道事業～将来にわたり安心安全な水道水を供給するために～

(湖南簡易水道事業、熱海中山簡易水道事業、中田簡易水道事業)



【簡易水道事業の将来にわたる持続可能な経営を確保】

- 経営の効率化及び透明性の確保を図るため、地方公営企業法を適用
- 簡易水道料金等の改定及び上下水道局への事務一元化



経営状況の
的確な把握

地方公営企業法適用

将来にわたる持続
可能な経営の確保

料金改定
(10年間の段階的改定)

年度	現行比
R4～R7	1.2～1.3
R8～R12	1.4～1.7
R13～	1.7～2.1

効率的な事業経営
住民サービス向上

事務一元化

施行日：令和4年4月1日（環境政策課・経営管理課）